

1. 『作業所長方針—第三者災害防止並びに開口部安全対策』

1 - 1 . 作業所長方針の策定と実施に向けて (戸東安第 85 - 21 号)

作業所長は工事着手時に『作業所長方針—第三者災害防止並びに開口部安全対策』を策定し、各作業手順書に反映させ、確実に実践されているかを毎日の巡回時に確認すること。

更に工事の節目節目に作業所長方針の見直しをおこなうこと。

『第三者安全対策』				『開口部安全対策』			
種別	部位	対策	備考	種別	部位	対策	備考
A	1. 外巻養生	・公道側面は防護を1段設置する ・足場全面メンション張りする ・足場上端は1000以上の高さとする。 (特に階段の恐れがある時は更に上部にネットを設置する)		A	1. ドットマンホール	・本設マンホールを打ち込む	
	2. 足場開口部養生	・シートシート、ゲート自体の上端開口を覆うための取合いの 躯体足場間をネット等で完全に塞ぐ。 ・1は2以外部架立架立の取付確認を行う			2. 床材新着揚げ取付穴	・床材設置品を打ち込む (w200 x L1000人が落ちない大きさ)	
	3. 足場組立・解体時	・足場(シート、ネット等)は、全ての落下防止は必ず行う ・足場組立・解体時は足場から垂れ下がるネット等の作業する ・足場組立・解体時のメンションは足場と同一レベルで行う			3. 床取付穴	・足場ネットの設置高さを使用する (シートシートはコンクリート打設前は種別を兼ねない)	
	4. グレーン玉研削機作業	・作業が開始しても、強風でも絶対に落ちない方法とする (東京又は玉研削機マニュアルに準ずる) ・その他の作業時の玉研削機作業は別途定める			4. エレベーターシャフト	・一般デューク作業時にシートで塞ぎ、機体作業中は別部	
	5. その他				5. その他大きな開口部	・1/4インチ網(100 x 100)を張るネットとする ・荷重が開口部は荷重が許容範囲内を必ずネットを設置する	
B	<交通規制> 1. コンクリート打設	・配管車とブルーム車は使用しない ・多量土の配管時は脚車ブランチを設け誘導員を2名配置する		B	2. デューク作業時	・柱に設置のイヤーマスク安全帯を使用する (デューク作業時は脚車車を併用し、以外は立ち入り禁止とする)	
	2. 搬入車	・全て案内に入る計画とする			3. 型枠スタブ施工時	・鉄筋柱に設置の安全帯を使用する	
	3. ゲート	・ゲートには管理ゲートマンを配置する			<設備関連> 1. 床ペリープ		
C	<騒音・騒音計> 1. 業務	・騒音計、騒音計の設置を確認する		C	2. タクト、電気警報機	・騒音計を打ち込む	
	2. 振動・騒音計	・振動計に騒音・騒音計を設置する			<その他> D		
D	<その他>						

「作業所長方針」データ - は、Hot-Doc ¥ 東京 (建築) ¥ 建築安全部 ¥ 作業所長方針-安全対策

1 - 2 . 安全施設の一時撤去、変更時の許可 (戸東安第 83 - 73 号)

【作業所・協力会社が行う安全施設の維持管理ルール】

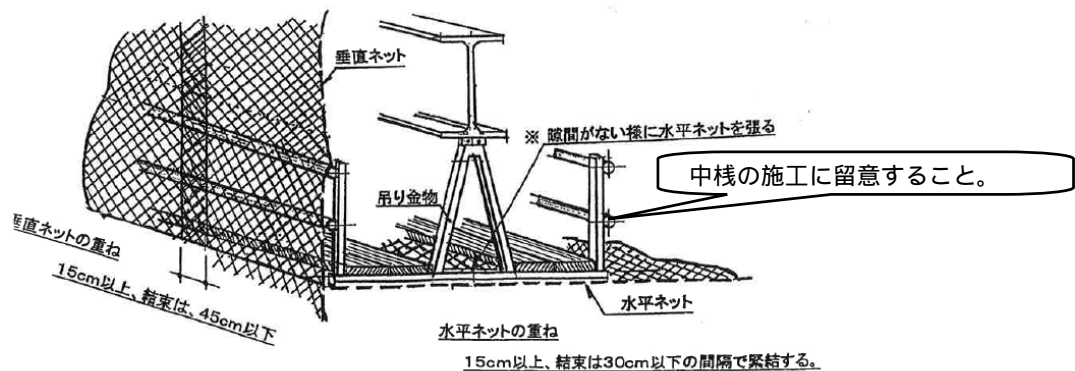
- 1) 職長は開口部の安全施設を必要により一時撤去・変更を行う際は**安全施設一時撤去・変更申請書** (別紙添付) を前日の連絡調整会議に提出し、作業所長の許可を得ることとする。一時撤去・変更の必要が無くなった時、**復旧した時点ですぐに職員に報告**する。
- 2) 作業所長は、連絡調整会議で安全施設一時撤去・変更の申請の趣旨を確認し、他職との調整を行い、翌日の安全朝礼で作業員全員に周知徹底する。
- 3) **許可を受けた職長は、許可証を申請場所の近くの確認し易い場所に掲示する。**

安全施設一時撤去・変更申請書		平成 年 月 日 ()
申請会社	申請者(職長名)	◎
(連絡先)	(携帯電話)	
期間(日時)	平成 年 月 日 ()	平成 年 月 日 ()
施設(場所)	(工区 階 通り)	
変更理由 (作業目的)		
代替措置		
作業方法 (指示等)		
安全対策		
以上許可します	平成 年 月 日 ()	
戸田建設株式会社東京支店	(作業所長)	◎
(復旧確認欄)	上記使用後の復旧を確認しました	(職員名)

「安全施設一時撤去・変更申請書」データ - は、Hot-Doc ¥ 東京 (建築) ¥ 建築安全部 ¥ 安全書類関係

1 - 3 . 養生ネット設置に関する遵守事項 (戸東安第 79 - 59 号)

- 1) 垂直ネットを外周に用いる場合は、各階毎に墜落・転落時や飛来・落下物がすり抜けないように強固に緊結すること。
- 2) 水平ネットも同様に、手すりパイプおよび吊り足場(トピック等)の部材に強固に緊結すること。
- 3) ネット同士を重ねる。
 垂直ネットの重ねは 15cm 以上、結束は 45cm 以下の間隔で緊結すること。
 水平ネットの重ねは 15cm 以上、結束は 30cm 以下の間隔で緊結すること。
- 4) 垂直ネットおよび水平ネットを張る作業では、二丁掛安全带を使用すること。
 注) 下図に示す鉄骨梁下の吊り金物部床面は、隙間が無い様に水平ネットを張ること。
 注) ネットクランプ等の吊り金物は、1,200mm 以下とする。



1 - 4 . 床開口部に関する遵守事項 (戸東安第 82 - 63 号) <災害事例 4 参照>

- 1) ダメ穴開口部は、全て鋼製の養生を設置すること
開口部養生マット、または開口部養生蓋(下図参照)を用いる。
 養生蓋は施工計画(大きさ・上載荷重)に則した仕様にする。
 常に管理状態を維持するために、蓋が移動できないようアンカー止めの処理を行う。
 養生蓋は「開口部注意」の表示をする。
 養生蓋を取り外して作業する場合は、立入禁止措置を講じる。
 開口部廻りは照度を確保する。
- 2) 開口部の管理を明確にすること
 開口部位置、大きさ、養生方法を図面化する。
 養生蓋の設置時期、設置者を明確にし、関係者に周知する。
 開口部を使用する場合は、管理責任者を選任する。

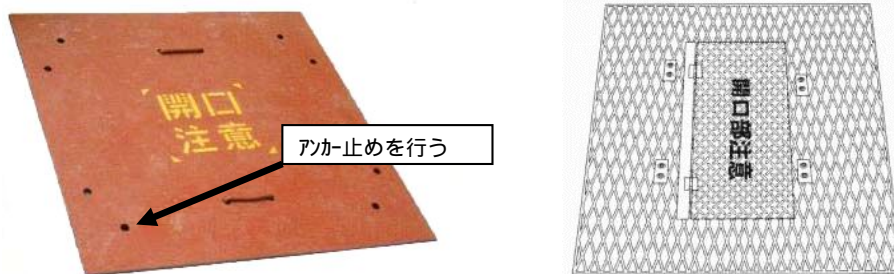


図 - 開口部養生マット(左)と開口部養生蓋(右)

<共に、松戸工作所扱い品>

1 - 5 . 開口部の安全管理サイクル (戸東安第 83 - 51 号) <災害事例 1 参照>

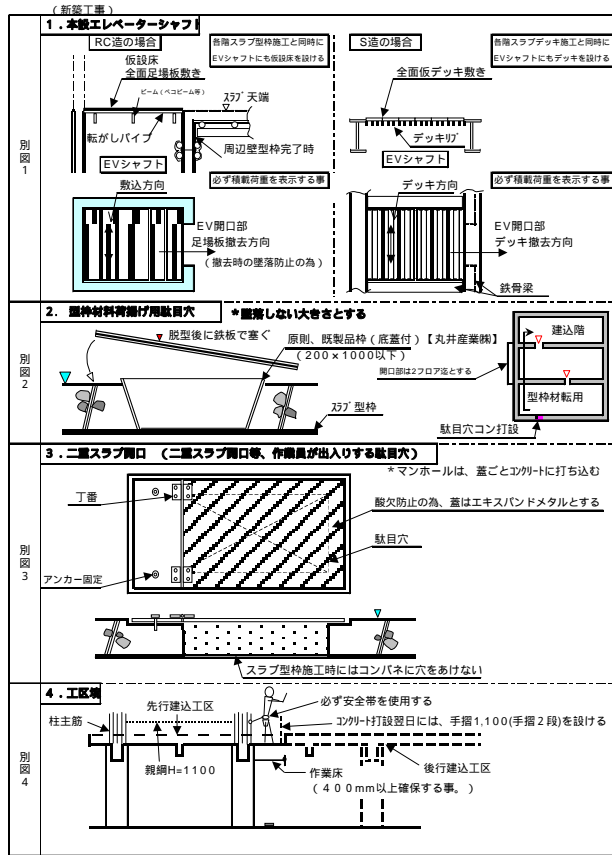
1. 新築、解体工事

安全管理サイクル	内 容	備 考
1. 朝礼	開口部養生を一時的に撤去して作業する場合は、朝礼時に全作業員が認識できる様、理由・時間を申告させる。	
2. 安全掲示板	安全掲示板に開口部使用状況を掲示する。	
3. 作業日誌	作業日誌に開口作業の確認欄を作り、作業打合せで確認する。	
4. 現地KYシート	現地KYシートに「開口作業での作業」欄を作り作業員及び、職員が相互に確認する。	
5. キャンペーン	意識高揚のため「開口部」キャンペーンを実施する。	
6. 新規入場者教育	新規入場者教育の中で開口部周りの作業について教育する。	
7. パトロール	開口部安全対策が守られているかを重点パトロールで確認・指導する。	
8. 開口部責任者	開口部責任者を明確にし、管理する。(職長会との連携を計る)	

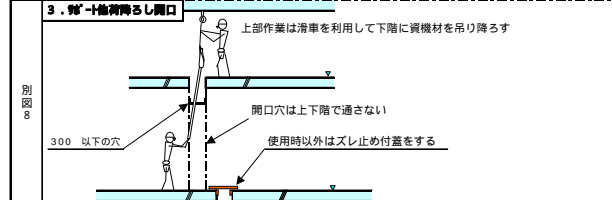
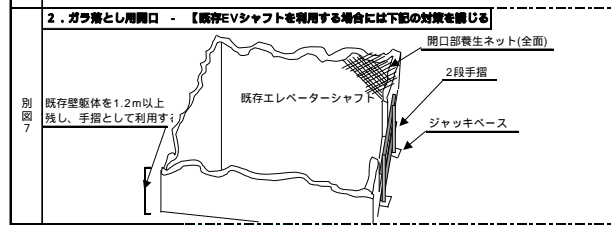
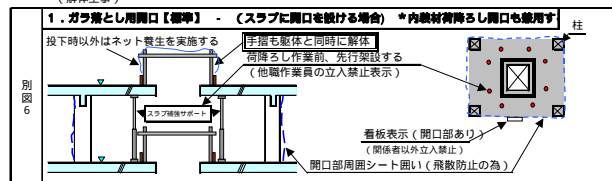
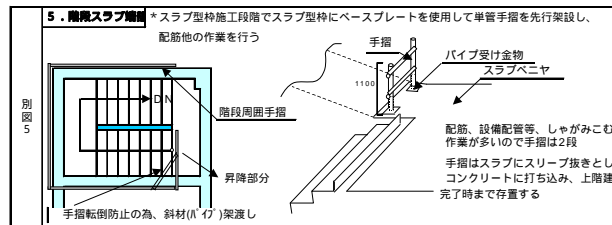
2. 改修工事

安全管理サイクル	内 容	備 考
1. 作業員への伝達方法	<ol style="list-style-type: none"> 新規教育にて現場の開口部の状況(写真)と配置図で周知徹底計る。 開口周辺での作業時の安全帯の使用の周知徹底する。 重要事項は朝礼にて全員に直接伝達する。 同類の災害の水平展開を計る。 作業員の現地KYに反映する。 	
2. 現地での表示及び確認	<ol style="list-style-type: none"> 開口部蓋に標識設置する。 開口部蓋を目立つ色にして表示する。 墜落防止、安全帯の使用看板にて注意喚起する。 毎日の翌日作業打ち合わせの時に表示の必要な開口部を指示する。 自分で直接指示、確認する。 	
3. 作業所巡回時の確認	<ol style="list-style-type: none"> 手摺、ネット位置の確認する。 協力業者の担当者または職長と一緒に巡回する。 工程の進捗によって現在の安全施設が撤去される時期を想定し、事前に代替措置の必要性を協議する。 自分の目で定められたルール通り作業がなされているか確認する。 もしルールが守られていない場合は直ちに作業を中止し、速やかに是正確認を必ず行う。 作業日誌に巡視記録を残す。 	

1 - 6 . 開口部安全対策事例 (戸東安第 83 - 51 号)



「開口部安全対策事例」データ - は、Hot-Doc ¥東京(建築) ¥建築安全部 ¥作業所長方針-安全対策



「開口部安全対策事例」データ - は、Hot-Doc ¥東京(建築) ¥建築安全部 ¥作業所長方針-安全対策

1 - 7 . S造デッキスラブ開口の安全対策 (戸東安第 84 - 65 号) <災害事例 5 参照>

デッキスラブ施工時は鉄骨建方工事と同様、関係者以外の立入禁止を原則とし、下記の安全対策を確実に実行すること。

1) 立入り禁止

デッキスラブ施工区域は、親綱を張り関係者以外立入禁止看板を設置する。

a.関係者は 職員、鳶工、鍛冶工、溶接工、デッキ工、墨出し工(建入れ) に限定すること。

b.立入り禁止看板の表示を確実にいき、看板には上記関係業種名を明示すること。

新規入場教育時、朝礼時に立入禁止区域を全作業員に周知すること。

2) 水平ネット

デッキスラブが完全に貼り終わるまで、下部の水平ネットを維持すること。

a.コラムステージ、トピックの手摺に隙間が生じないように結束すること。

b.溶接用のキャップタイヤ、ホースを立ち上げる位置を指定すること。

c.溶接用のキャップタイヤ、ホースを立ち上げる位置の水平ネットを外さないこと。

d.鍛冶工、溶接工の教育を徹底すること。

e.水平ネットを外す場合は事前許可申請のルールを厳守すること。(戸東安第 83 - 73 号)

3) 墜落防止

デッキスラブ開口部に通路を架設する際は、通路巾400以上確保すること。

デッキスラブ開口部の通路は、移動しないよう固定すること。

デッキスラブ開口部の通路の下部には、隙間なく水平ネットを設置すること。

〔既製仮設通路(エスージ)：綜建産業)等が使い勝手が良い〕

長期にわたる荷取り開口等は、囲い、手すり、覆い等を設置すること。

4) 次工程の作業者(業種)等が立入る時期

床デッキが完全に敷込まれた状況を原則とする。

やむを得ず完全敷き込み前に関係者以外が立ち入る場合、開口部は全て手摺を設置する。

5) 教育

危険作業検討会(事前検討会、周知会、見直し会)で関係作業員に上記ルールを教育すること。

1 - 8 . 仮設階段手摺設置における遵守事項 (戸東安第 84 - 35 号)

1) 仮設階段手摺の足元固定金具の締付け部寸法を確保すること。

施工図段階でササラの出寸法をコン天から 35mm以上確保すること

固定金具はササラ天端を奥まで差込んで固定すること

ササラの出寸法を確保できない場合、固定金具を所定の位置のままコンクリートを打設し周囲を欠き込むなどの処置をして取外しができるよう対応すること

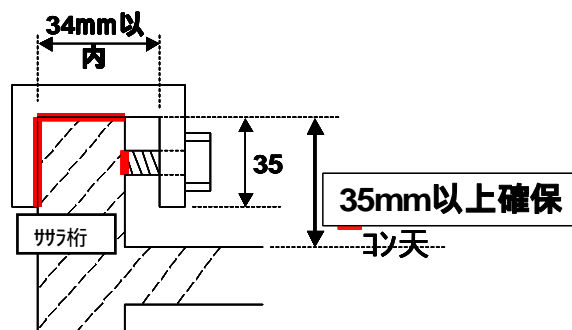
2) 仮設階段手摺設置における遵守事項

単独使用禁止

固定金具のボルト締め付け状況を初期ならびに定期的に点検すること

番線及び連結金具等で手摺を一体化させること

仮設手摺上に乗っての作業禁止。



1 - 9 . 戸田建設の玉掛け基準 (戸東安第92 - 20号) <災害事例 2・3・45 参照>

東京支店玉掛け揚重ルール (戸東安第85 - 21号 89 - 06号) のポスター廃止

東京支店ルールから全店統一ルールへ

作業所独自に策定した玉掛け揚重ルールは新基準への適合を確認すること。

<主な変更点>

- ・標準図に加えて注意事項・禁止事項を追加
- ・ベルトスリングに関する事項を追加
- ・スクリークランプ、他の専用吊り治具に関するルールを追加



ポスターは2枚組です。セットでご使用下さい。

「全店統一 玉掛け揚重ルール」データ - は、Hot-Doc ¥東京 (建築) ¥建築安全部 ¥作業所長方針-安全対策

1 - 10 . 「シャフト内作業」の見直し、管理徹底 (戸東安第92 - 01号) (忘れていけない災害 >

重点実施項目及び危険作業事前検討会等での確認事項

エレベータ、機械式駐車場等の専門業者による作業では、専門工事が作成する施工計画書 (手順・要領)を十分に確認する。

施工時における機械の安全装置等の状況を確認する。

施工中の作業状態の確認方法について専門業者と協議し、必ず実施状況を確認する。

特殊工事は、メーカーのビデオ等で作業内容・手順を説明させ、社員が内容を十分理解する。

再発防止のための実施項目及びパトロール記録の記載

担当社員と当工事の職長は、要領書 (手順他) の内容を確認と作業前の現地確認を行い、危険リスクの低減を図る。

作業所長は、項の中で危険作業と思われる作業が発生した場合、担当社員と当該工事の職定期的な施工中の巡回を実施させ、実施状況の確認と指導を行うこと。また、「巡回結果」を作業日誌に記録させるよう指示し、内容を確認すること。

職長並びに作業員は、作業手順書に基づいた作業確認・現地 KY 等を行い、リスクを低減した作業手順・方法を作業員全員に周知し徹底させること。

戸東安発第87 - 50号で指達した「シャフト内作業掲示板」は運用廃止とする。